

特別養護老人ホーム 逗子杜の郷
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人湘南愛心会が設置経営する特別養護老人ホーム 逗子杜の郷（以下「事業所」という。）において実施する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者（以下「従業員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し適切な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的としている。

（運営の方針）

第2条 従業員は、介護保険法に規定される短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業所として、利用者が生活中心者であることを認識し、入浴・排泄・食事等の介護等必要な日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行い、個人の尊厳を重視した関わりを目指す。

2 事業所の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他、保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- （1） 事業所名 特別養護老人ホーム逗子杜の郷
- （2） 所在地 神奈川県逗子市沼間 1-23-1

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所の従業員の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

- （1） 管理者 1人
管理者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
- （2） 医師 1人
医師は、週1回診察日を設けて健康管理に努める。また、緊急等必要な場合には、隣接の協力病院にて対応する。
- （3） 生活相談員 2人
生活相談員は、利用者及び家族の相談、援助を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整及び行政機関や他の居宅介護支援事業者との連絡、調整を行う。
- （4） 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の健康状態を把握し、異常があれば主治医又は協力病院に連絡し適切な処置を行う。
- （5） 介護職員 15人以上

介護職員は、利用者の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づく適切な整容・食事や排泄の介助をする。

(6) 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに他の職員に対し技術指導を行う。

(7) 管理栄養士 1人

管理栄養士は、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(8) 事務員 3人

事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の入所定員は次のとおりとする

特別養護老人ホーム 逗子杜の郷に空床がある場合には、その定員の範囲内で（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する。

(サービスの内容)

第6条 サービスの内容は次の通りとする。

(1) 食事、排泄、入浴等の介護

利用者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供する。また、栄養と利用者の身体状況に応じ、嗜好を考慮した食事を提供する。

利用者の心身状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない人には適切に取替えを行う。

適切な方法により1週間に2回以上入浴または清拭を行う。

(2) その他の日常生活上の世話

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。また、個人としての尊厳を配慮しながら、適切な整容等の介護が行われるよう援助する。

(3) 相談・援助等

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努める。

(4) 機能訓練

日常生活を通して利用者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の低下を防止するよう努める。

(5) 健康管理

看護師による日常の健康チェックをする。また、嘱託医師による健康管理に努める。緊急に入院等必要な場合には、協力病院にて対応する。

(6) 療養上の世話

教養娯楽設備を備え適宜レクリエーション等を行い、事業所での生活を実りあるものとなるよう努める。

(7) 送迎

利用者の入退所に際し、希望に応じ送迎を行う。

(利用者負担の額)

第7条 介護保険の適用を受けるサービスの利用料は、別紙料金表のとおり厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とする。

- 2 提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けない介護サービスの費用で利用者負担が適当と認められる費用については、別紙料金表により支払いを受けることができる。なお、支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得た上で支払いを受けるものとする。

(定員の遵守)

第8条 従業員は、サービス提供において定員を遵守する様努める。

(通常の送迎実施地域)

第9条 通常の送迎の実施については、次の通りとする。

逗子市全域、葉山町長柄全域・堀内全域

横須賀市船越2丁目・3丁目・4丁目

鎌倉市材木座全域・大町全域

横浜市金沢区六浦南全域・東朝比奈全域

(緊急時における対応方法)

第10条 従業員はサービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずるとともに、家族及び関係機関に連絡する等適切な対処をする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供を受けようとする利用者は他の利用者の迷惑にならないよう従業員の指示に従うこと。

(非常災害対策)

第12条 施設は非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回以上、定期的に避難、救出訓練を行う。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 従業員に対して、従業員である期間および従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を随時行うほか、従業員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(身体拘束)

第14条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合はその態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以

上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、提供した施設介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

相談苦情解決責任者 氏名 能條 健太 (事務責任者)

相談・苦情受付解決担当者 氏名 芦田 翔 (生活相談員)

(衛生管理等)

第 17 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(記録の準備)

第 17 条 事業所は、従業員、事業所及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(従業員の質の確保)

第 18 条 事業所従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(3) 事故防止のための研修 年 1 回

(4) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修 年 1 回

(掲示)

第 19 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、協力病院、利用料、

苦情窓口その他の重要事項を掲示するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 20 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- （１） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- （２） 事故が発生した場合はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する
- （３） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に行う
- （４） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（虐待防止に関する事項）

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （１） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （２） 虐待防止のための指針の整備
- （３） 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （４） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並

びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人湘南愛心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 4 感染対策委員会を一月に1回程度開催する。
- 5 事故防止検討委員会を一月に1回開催する。
- 6 「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」を作成し、指針に基づいて感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に努める。
- 7 「事故発生の防止の為の指針」を作成し、指針に基づいて事故発生の防止に努める。
- 8 各種会議を設置し、開催する。
 - ① リーダー会議 ②フロアー会議 ③サービス担当者会議
 - ④ 運営会議 ⑤入所判定会議
- 9 協力病院・協力歯科医院を次の病院とする。

協力病院	医療法人 徳洲会	湘南鎌倉総合病院
	医療法人 徳洲会	葉山ハートセンター
	医療法人社団 司久将会	東逗子歯科医院

附 則

- この運営規程は、平成 26 年 6 月 1 日 施行
- この運営規程は、平成 26 年 11 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、平成 27.年 8 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、平成 30 年 8 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 5 年 6 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日に変更、施行する。
- この運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日に変更、施行する。